

平成 29 年 4 月 18 日

新潟交通圏特定地域協議会
会 長 藤 堂 史 明

第三回新潟交通圏特定地域協議会開催の公表について

標記について、下記のとおり第三回新潟交通圏特定地域協議会の開催を決定したので、新潟交通圏特定地域協議会設置要綱（以下「設置要項」と言います。）第 5 条第 1 2 項の規定（会長は、協議会を開催するに当たり、原則として協議会開催日の 4 5 日前までにその旨を公表するものとする。）に基づき、開催を公表します。

なお、本協議会に構成員として参加を希望される方は設置要項第 4 条第 3 項及び 4 項（注参照）に基づき、平成 29 年 5 月 14 日までに事務局あて別紙申込書にてお申し出ください。

記

1. 日 時 平成 29 年 6 月 13 日（火） 13 時 30 分 ～
2. 会 場 新潟県自治会館 本館 3 階 301 会議室
（新潟市中央区新光町 4 番地 1 Tel025-284-4104）
3. 議 題
（1）新潟交通圏特定地域の現状について
（2）新潟交通圏特定地域計画に盛り込むべき事項について
（3）その他
4. その他
議題は現時点での予定のため開催時には変更になる場合があります。

【お問い合わせ先】
新潟交通圏特定地域協議会 事務局
（一社）新潟県ハイヤー・タクシー協会
TEL 025-241-8677 FAX 025-247-0655
担当 鈴木、後藤
新潟市ハイヤータクシー協会
TEL 025-285-3613 FAX 025-283-5746
担当 佐々木

（注）設置要項第 4 条第 3 項及び 4 項

3 協議会は、別表 1 の（1）～（4）（関係地方公共団体の長、タクシー事業者等、労働組合等、地域住民等）に掲げる者が任意に加入し、又は脱退することができるものとし、かつ、別表 1 の（5）（関係行政機関等）に掲げる者が任意に脱退できるものとする。

4 協議会へ加入又は協議会から脱退しようとする者は、会長に申し出をするものとする。

ただし、第 5 条第 1 2 項の規定に基づき協議会の開催の公表があった場合には、協議会の開催日の 30 日前までに申し出があった者について、当該協議会に構成員として参画できるものとする。

FAX 送信票

新潟交通圏特定地域協議会構成員 加入申込書

【送信先】

新潟交通圏特定地域協議会 事務局
(一社) 新潟県ハイヤー・タクシー協会
TEL 025-241-8677 FAX 025-247-0655
担当 鈴木、後藤
新潟市ハイヤータクシー協会
TEL 025-285-3613 FAX 025-283-5746
担当 佐々木

新潟交通圏特定地域協議会に構成員として加入し参画しようとする方は、
平成29年5月14日(日)までに FAX 又は郵送によりお申し出ください。

- 新潟交通圏特定地域協議会へ構成員として加入を申し出ます。
- 新潟交通圏特定地域協議会への構成員として出席の有無。

(出席します。 出席しません。)
※該当する□に☑してください。

○申出者氏名等

機関・団体名等

住 所

氏 名

連 絡 先

○記入者氏名等

所 属 ・ 職 名

氏 名

連 絡 先